

【令和6年度版】

高等教育（大学、短大、専門学校）進学を応援 10万円（支援金）のご案内

大学・短大・専門学校へ進学をめざす、県内のひとり親家庭または児童養護施設・里親の世帯の高校生、高等専修学校生を対象に募集します。

（寄付者の願い・創設の経緯）

県内の篤志家の方から、経済的に厳しい状況におかれている、ひとり親家庭等の生徒で大学等に進学を希望する方に対して、入学準備に必要な支援をしたいと寄付金が寄せられ、この財源をもとに新たに資金事業を創設いたしました。

1 制度の概要

市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の児童、児童養護施設に措置または里親に委託された児童で大学・短大・専門学校へ進学を予定されている高校生または高等専修学校生で支援が必要とされる方（県内10名を基本）を対象に進学支援金として10万円を給付します。

2 応募資格

県内に在住し、次年度に大学・短大・専門学校への進学を希望しており、次のア～イのいずれかの要件に該当する世帯に属している学業成績が優秀な生徒

- ア 市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の高校生
- イ 児童養護施設に措置または里親に委託された高校生

3 応募方法

上記2のア～イの区分に従い、

必要な添付書類を在籍する高等学校または高等専修学校に提出してください。

応募締切：令和6年11月29日（金）

4 給付候補者の決定

本会に設置する資金運営委員会において、給付候補者を決定し、申請者と学校長へ通知します（1月下旬頃予定）。

5 給付金の交付

給付候補者は大学・短大・専門学校に合格した時は合格通知書を添付し、給付金交付請求書（様式第2号）を本会に送付してください。

給付金交付請求書の受領後、内容を確認したうえで指定の金融機関口座に振込送金いたします（3月予定）。

進学後、在学証明書を本会にご提出ください。

区分	申請者	添付書類
ア	・市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の保護者又は法定代理人	・給付金申請書（様式第1号） ・主たる生計維持者の課税証明書
イ	・児童養護施設の施設長 ・里親	・給付金申請書（様式第1号） ・世帯状況等調書（様式第4号）

（問合先） 鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当：清水、稲村）
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内
TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

E-mail fukushis@tottori-wel.or.jp URL <http://www.tottori-wel.or.jp/>

※本会HPで広報、また各高等学校・高等専修学校、児童養護施設、里親、鳥取県母子寡婦福祉連合会に御案内しています。



令和6年度鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金 受給申請フロー

令和7年度に大学・短大・専門学校へ進学を希望している県内の高等学校または高等専修学校に在学している生徒（以下「高校生」という。）10名に対し、一人10万円の進学支援給付金を支給する制度を創設しました。

詳細については、資金制度のご案内、募集要項等に記載しております。

その概要については以下のとおりであります。

趣旨にご理解いただくとともに、運用にあたってのご協力をお願いします。

1 応募資格

次の（１）～（３）の要件すべて満たしていること。

（１）大学・短大・専門学校へ進学を希望している高校生であること。

（２）次の①～②の要件のいずれかを満たす生徒であること。

①主たる生計維持者の市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の高校生

②児童養護施設に措置または里親に委託された高校生

（３）学業が優秀で他の模範となる高校生であること。

応募資格を次のとおり分類します。

上記応募資格の

（１）＋（２）①＋（３）に該当 ＝ア

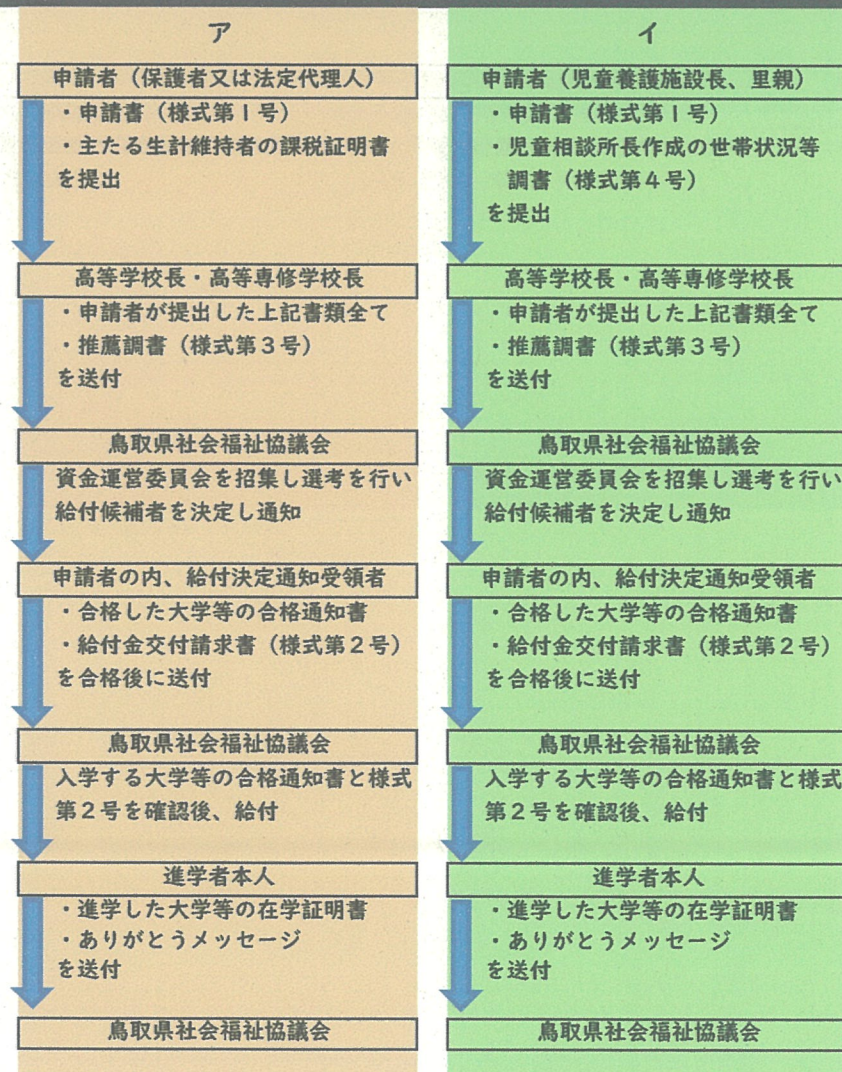
（１）＋（２）②＋（３）に該当 ＝イ

2 応募資格別の申請者

ア・・・市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の保護者又は法定代理人

イ・・・児童養護施設の施設長、里親

3 申請書類と手続きフロー



※詳細は鳥取県社会福祉協議会鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金給付希望者募集要項をご覧ください。

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金
令和6年度給付希望者募集要項

1 制度概要

この基金は、鳥取県内に在住する高校生または高等専修学校生（以下「高校生」という。）であって、市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の生徒、児童養護施設に措置または里親に委託された児童である高校生の大学・短大・専門学校への進学を支援することを目的として設置されたものです。

2 応募資格

応募にあたっては下記(1)～(3)のすべての要件を満たしていることを条件とする。

(1) 進学者要件

当該年度3月末現在において鳥取県内に在住し学校教育法第50条に規定する高等学校または第126条に規定する高等専修学校の生徒であって、学校教育法第87条に規定する大学、同法第108条に規定する短大、同法第126条第2項に規定する専門学校への進学を予定している者とする。

(2) 世帯要件

次の各号の要件のいずれかに該当する世帯に属する高校生とする。

ア 市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の高校生

イ 児童養護施設に措置または里親に委託された高校生

(3) その他

前各号に該当する者であって、学業成績が優秀で他の模範となる高校生

3 申請手続

(1) 申請者

基金の給付を受けようとする高校生の保護者又は法定代理人（以下「申請者」という。）は様式第1号による給付金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要な資料を付して学校長（以下「推薦者」という。）に提出する。

ただし、児童養護施設に措置された高校生の場合は現に入所している施設の施設長、里親に委託された高校生の場合は里親とする。

(2) 推薦者

推薦者は前項の申請書の内容並びに添付書類の有無を確認するとともに、様式第3号による推薦調書に意見を付して鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長に送付する。

(3) 世帯要件関係の添付資料

ア 市町村民税の所得割が非課税のひとり親家庭の世帯

- ・市町村長が発行する主たる生計維持者の課税証明書
- イ 児童養護施設の施設長及び里親
- ・児童相談所長が作成した世帯状況等調書（様式第4号）

4 申請期限 令和6年12月27日（金）＊当日消印有効

5 選考方法

（1）対象者数

1年間の給付対象者は10名を基本とする。

（2）選考方法

県社協会長は、福祉、教育機関代表者等で構成する資金運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、給付候補者を決定し、申請者及び推薦者に通知する。

6 給付手続

（1）給付額

進学支援金として1人あたり10万円を給付する。

（2）在学証明書等の提出

給付候補者は、大学に進学したときは、在学証明書並びに給付金交付請求書（様式第2号）を県社協会長に提出する。

（3）給付金の送金

県社協会長は、在学証明書を確認した後に、給付金交付請求書に記載された金融機関口座に振込送金する。

7 個人情報の取扱い

提出書類記載の個人情報は、委員会における審査及び給付金給付手続以外には用いない。

8 審査手続・議事録の非公開

委員会の行う審査手続及び議事録は、個人情報を取り扱うとともに意思決定の中立性を確保すること、また、第三者の利益を害するおそれがあることから公開しない。

9 提出先・問合せ先

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当：清水、稲村）

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

電話 0857-59-6344 ファクシミリ 0857-59-6340

電子メール fukushis@tottori-wel.or.jp